

沼津市防犯まちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、防犯まちづくりに関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、これらの者が一体となって防犯まちづくりを推進するための基本となる事項を定めることにより、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、勤務する者又は通学する者及び自治会等をいう。
- (2) 事業者 市内に事務所若しくは事業所を有し、又は市内で事業活動を行う法人又は個人をいう。
- (3) 防犯まちづくり 犯罪の防止に関する意識の高揚及び地域の犯罪抑止力を高めるための活動その他の犯罪のない安全で安心な地域社会を実現するための活動に取り組むことをいう。

(基本理念)

第3条 防犯まちづくりは、その取り組みにより得られる犯罪のない安全で安心な地域社会がもたらす幸福で豊かな生活の実現のため、自らの安全は自ら守るとともに、地域の安全は地域で守るという意識を持ち、市並びにすべての市民及び事業者がそれぞれの役割を果たしつつ相互に協働して行われなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（次条第1項及び第6条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、防犯まちづくりに関する総合的な施策を実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、関係機関及び地域において犯罪の防止に関する活動を行うもの（第8条及び第9条において「関係機関等」という。）と相互に連携を図り、防犯まちづくりを推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪の防止に関する意識を高め、自らの安全の確保に努めるとともに、地域における活動に参加し、互いの交流を深めることにより防犯まちづくりに努めるものとする。

2 市民は、市が実施する防犯まちづくりを推進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪の防止に必要な措置を講ずることにより、事業活動における安全の確保に自ら努めるとともに、地域社会の一員として、防犯まちづくりに努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する防犯まちづくりを推進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者となりやすい者への配慮)

第7条 市、市民及び事業者は、犯罪被害者となりやすい児童、高齢者等の安全を確保するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第8条 市は、関係機関等と連携して防犯まちづくりを推進する広報その他の啓発活動を実施するものとする。

(犯罪の防止に関する活動の支援)

第9条 市は、関係機関等が実施する犯罪の防止に関する教育その他の地域における犯罪の防止に関する活動を支援するものとする。

(犯罪の防止に配慮した公共施設の整備)

第10条 市は、犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場、自転車等駐車場その他の公共施設の整備に努めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した住宅等の整備)

第11条 市民及び事業者は、犯罪の防止に配慮した住宅、事務所、事業所等の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第12条 市は、防犯まちづくりを推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(補則)

第13条 この条例に定めるもののほか、防犯まちづくりの推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。